



お知らせ

老齢年金の「裁定請求書」が送られてきます

年金を請求する方の利便性を考え請求漏れを防ぐために、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所・年金の加入記録をあらかじめ印字した老齢年金の「裁定請求書」を、年金支給開始年齢の約3カ月前に社会保険業務センターより送付しています。

○60歳の3カ月前に送付される方

・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方

○65歳の3カ月前に送付される方

・65歳に初めて老齢年金の

受給権が発生する方  
65歳前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求をされていない方

《裁定請求書》送付されたら》

請求書に印字されている年金の加入記録等を確認のうえ、ご記入ください。

戸籍・住民票などの必要書類の準備及び裁定請求書の提出につきましては、受給権発生日（お誕生日の前日）より後にお願いたします。

※ご不明な点がありましたら「ねんきんダイヤル」(0570-051165) またはお近くの社会保険事務所までご相談ください。

お知らせ

平成19年度は年金額の改定は行われません

平成18年の年平均全国消費者物価指数の対前年比変動率はプラス0.3%と発表されましたが、過去において3年間に

(平成12年度から平成14年度まで)、物価が下落したにもかかわらず年金額は引き下げずに据え置いた(1.7%)経緯があり、現在の公的年金額は、本来の水準よりも特例的に高い水準の年金額となっていること及び名目手取り賃金変動率が上昇していないことなどから平成19年度の年金額は平成18年度と同額の年金額になります。

ただし、平成17年4月から施行された特別障害給付金の額につきましては、前年度より0.3%引き上げられます。

お知らせ

休日・時間外の年金相談のお知らせ(5月)

○第2月曜日は19時まで

5月14日(月)は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日

5月12日(土)は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、どうぞご利用ください。

お知らせ

軽二輪車(125〜250cc)の手続場所の変更について

4月2日より軽二輪車の手続場所が、現在の高知運輸支局から高知県軽自動車協会に変更になりました。

なお、経過措置として、平成20年3月31日までは高知運輸支局でも手続きは可能です。

※小型二輪車(250cc)は、引き続き高知運輸支局での手続きとなります。

問い合わせ

高知県軽自動車協会  
高知市長浜3106-3  
長浜産業団地内  
☎ 842-4311



お知らせ

いの町障害者計画及び障害福祉計画を策定しました

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような状況に対応するため、この度、「いの町障害者計画」と、生活支援に係る数値目標を掲げた「障害福祉計画」を策定し、今後取り組みべき支援策等を定めました。

この計画は、ノーマライゼーションの理念の下、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が自立して、生き生きとした生活が送れ、互いに支え合い、共に生きる存在となる、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざしています。

ご希望の方には福祉課(すこやかセンター伊野内)、町民課、各総合支所及び各出張所の窓口でお渡しいたしますとともに、いの町のホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ

福祉課  
(すこやかセンター伊野内)  
☎ 893-3810